



# 令和7年度 教育委員会 第1回定例会 議案

1 日 時 令和7年4月2日(水) 午後4時00分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 報告事項

(3) 閉 会

## 第1回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	持続可能な運営に向けた部活動改革の取組	P1
配付 報告 1	監査結果に関する報告	P8
配付 報告 2	令和7年度静岡県立高等学校入学者選抜結果の概要	P12
配付 報告 3	令和7年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考結果の概要	P14

## 持続可能な運営に向けた部活動改革の取組

(健康体育課)

### 1 要旨

部活動は、生徒の自主的で多様な学びの場として大きな教育的意義を有しており、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させることが必要である。

県教育委員会では、部活動の持続可能な運営に向け、県立学校において以下の取組を実施する。

### 2 教育長通知 (R7.3.31 県立学校長あて発出)

生徒数や教職員数が減少する中、持続可能かつ多様で柔軟な部活動の場の提供と教職員の負担軽減の両立を目指し、各学校で以下について取り組んでいく。

#### (1) 生徒の部活動加入の在り方

- ・原則、部活動への加入は任意とする（各校の実態を踏まえ判断）

#### (2) 多様で柔軟な活動

- ・生徒が主体的に活動内容を決定するなど、多様で柔軟な活動を支援する

#### (3) 複数指導体制の充実

- ・複数の顧問で指導できる体制を徹底（部活動数の精選や業務の平準化）する

#### (4) 顧問決定の意向確認

- ・意向や要配慮事項等を必ず確認し、校務運営に支障がない範囲で尊重する

#### (5) 様々な人材の活用拡大

- ・指導に当たる外部人材や再任用ハーフ教員の活動可能な範囲等を拡大する
- ア 外部人材の単独引率を条件付で可能とする
- イ 再任用ハーフ教員の部活動指導員への任用を条件付で可能とする

### 3 今後順次検討・実施 (R7～)

関係者との連携のもと、以下について順次検討し、実施していきます。

#### (1) 新たな運営フレームの構築

- ・モデル地域等で検討・試行（合同部活動、拠点校方式、中高連携）

#### (2) 関係団体（県高体連・高文連・高野連等）との連携

- ・関係団体と連携して検討（各種競技団体による研修、体罰等の根絶、大会日程の調整等）

## 持続可能な運営に向けた部活動改革の取組 ～持続可能かつ多様・柔軟な部活動の実現と教職員の負担軽減の両立～

- ▷ 今後10年間で生徒数が約20%減少・それに伴い教職員も減少することが見込まれる中であって、義務教育段階での地域移行のメリットや課題等も踏まえつつ、**県立学校においても将来を見据えた部活動の在り方の検討**が求められる。
- ▷ 部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であり、校外活動の選択肢も増加する中であって、生徒の興味関心等に応じて**多様で柔軟な部活動の場の提供と部活動を支えてきた教職員の負担軽減の両立**が必要である。

### R7.3.31 県教育長通知

#### Mission1 生徒の活動方針（加入方針等）の検討



#### Point

- ▷ 学習指導要領「部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるもの」を踏まえ、**任意加入を原則とし各校の実態に応じて判断**
- ▷ 生徒の自主性に基づき**多様で柔軟な形態により部活動を実施**  
ex) 自主的・探究的活動、総合型部活動、活動時間の短縮 等

#### Mission2 学校の指導體制（複数指導等）の検討

(例1) 1日交代指導	月	火	水	木	金	土	日
	休	A	B	A	B	A	休
(例2) 前後半指導	平	前半			後半		
	日	教員A			教員B		
(例3) 部活動指導員活用	月	火	水	木	金	土	日
	休	教	教	指	教	指	休

#### Point

- ▷ 安全確保や活動充実のため、**複数人での指導體制を徹底するとともに、部活動数の精選（教員数の半分程度が上限の目安）や業務の平準化等を実施**
- ▷ 部活動顧問の決定に当たっては、**教職員の意向等を尊重し、学校組織全体で適切な指導體制を整備**
- ▷ 「**スポーツエキスパート**」「**文化の匠**」で任用する人材や**再任用ハーフ教諭の活用拡大**

### 順次検討・実施（R7～）

\* 今後、具体的な実施内容を検討し周知

#### Mission3

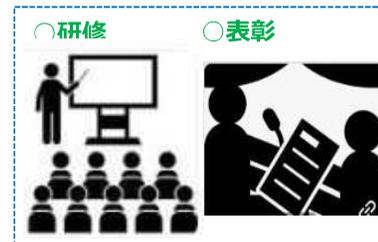
##### 新たな運営フレーム構築



▷ 新運営フレームのモデル実施

#### Mission4

##### 関係団体との連携



- ▷ 各種競技団体による研修
- ▷ 体罰等の根絶
- ▷ 大会日程の調整・表彰制度

## R7.3.31 県教育長通知 - 持続可能な運営に向けた部活動改革の取組について -

### Mission1

#### 生徒の活動方針（加入方針等）の検討

[対応時期]

順次実施（各校の部活動検討委員会等で検討し、令和8年4月からの実施に向けて調整）

論点	対応策	補足事項
①部活動加入方針	生徒・保護者に対して周知を行った上で、 <b>部活動への加入は任意</b> であることを原則（各校の実態を踏まえ判断）	部活動は学校教育活動の一環として加入の権利を生徒に一律に与えており、一律の活動費徴収は法的に問題なし
②多様で柔軟な活動	生徒同士で活動の方向性や内容等を決定するなど、生徒の自主性・主体性を育む <b>多様で柔軟な活動</b> を支援	「自主的・探究的活動」「総合型部活動」等や活動時間の短縮など、多様な形態が考えられる

### Mission2

#### 学校の指導体制（複数指導等）の検討

論点	対応策	補足事項
③複数指導体制の充実	生徒の安全確保や活動内容の充実のため、 <b>複数の顧問で指導できる体制を徹底</b>	部活動数の精選（教員数の半分程度が上限の目安）や一人の教職員に過度な負担がかからない指導体制を検討
④顧問の意向確認	顧問の決定に当たっては、面談等で意向や要配慮事項を必ず確認し、校務運営に支障がない範囲で <b>意向等を尊重</b>	顧問の任命は校務分掌の一つとしての職務命令であり、必ずしも教職員の意向に沿えるとは限らない点に留意
⑤外部人材の活用拡大	「スポーツエキスパート事業」及び「文化の匠事業」で任用する <b>外部人材の単独引率</b> を条件付で可とする	単独引率可能な大会や任用条件等の詳細は、制度主管課から通知された事業実施要項等を確認
⑥内部人材の活用拡大	<b>再任用ハーフ教諭の部活動指導員としての任用</b> を条件付で可とする	部活動指導員としての任用に当たり、勤務形態や勤務時間、必要理由等を慎重に判断した上で手続きを実施

教総 第 347 号  
教D 第 126 号  
教高 第 972 号  
教特 第 772 号  
教健 第 1095 号  
令和7年3月31日

県立学校長 様

教 育 長

### 持続可能な運営に向けた部活動改革の取組について（通知）

部活動は、学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられ、スポーツや文化、科学等に興味と関心をもつ同好の生徒の自主的・自発的な参加により実践されており、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教職員との好ましい人間関係の構築が図られるとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかしながら、少子化に伴う学校の小規模化等により、従前どおりの活動が困難となった等の事例が報告されていることに加え、教職員が専門外の部活動を担当する等の現状もあることから、これまでの指導体制を継続することは、より一層困難となっています。

そこで、このような状況に鑑み、持続可能かつ多様で柔軟な部活動の場を生徒に提供していくことと教職員の負担を軽減することの両立を目指し、各学校において、下記事項について対応を検討するとともに確実な実施をお願いします。

### 記

#### 1 生徒の活動指針

##### (1) 生徒の部活動加入の在り方

学習指導要領解説に、部活動は「法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるもの」と明記されたことを踏まえ、生徒・保護者に対し、部活動への加入は任意であることを周知した上で、部活動については任意加入を原則とすること。

ただし、各学校での実態を踏まえて判断すること。

なお、部活動は、学校教育活動の一環として行われ、加入できる権利を生徒に一律に与えているものであり、その活動を支えるための経費を部活動に加入しない生徒も含め、一律に徴収することは問題ない。

## (2) 多様で柔軟な活動の実施

生徒の中には、本格的な競技志向を持つ者もいれば、様々なスポーツを体験したい者、体を動かしたい・文化芸術を楽しみたい等のレクリエーション志向の者、自主的な運営を経験したい者、学びやキャリア形成につながる探究的な活動をしたい者等があり、様々なニーズが混在している。

そこで、生徒同士で、部活動の方向性や各自の取組姿勢、試合での作戦や練習にかかる事柄等について、筋道を立てて話し合う活動などを行うことにより目標達成や課題解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげるというように、部活動が生徒の自主性・主体性を育む多様で柔軟な活動となるよう、次表に示すような活動例も参考に支援すること。

区分	活動例
自主的・探究的活動	活動に関する注意事項等を明確に定めた上で、生徒の自主的な運営に基づく活動
	(生徒の意思で) 大会参加を目的とせず、基礎的な技術習得やスポーツ・文化活動を楽しむことに特化した部活動
	学校が策定する長期計画やスクール・ポリシー等に基づき、生徒がテーマ及び課題等を設定し、自ら調査・分析・考察等を通じて解決策を見出す探究型の活動
総合型部活動	「運動」「文化」などの総合的な枠組みを設定し、活動内容は生徒が主体的に決定する活動(定時制の取組を参考)
	シーズン制の導入等により、複数のスポーツ・文化活動等を幅広く経験できるような活動
	生徒の希望に応じて、特定の種目等だけでなく、他の部活動や地域活動など、様々な活動を同時に経験できるような活動
活動時間の短縮等	運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度の負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。
	活動日・活動時間を減じるなどにより、生徒が部活動以外の様々な活動にも参加できるようにする。
	同じ部活動の中でも、生徒の意思を確認した上で、週2回・週5回等、生徒個々に応じた活動回数を設定する。

## 2 学校の指導体制

### (1) 部活動の複数指導体制の充実

生徒及び教職員の数や部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保や活動内容の充実のため、複数の顧問で指導できる体制を徹底し、顧問間の役割等を明確に示した上で、一人の教職員に過度な負担がかからないよう調整すること。

その際、部活動指導業務の適正化・効率化を図る観点から、部活動数を精選するとともに、次の事例を参考の上、部活動業務の平準化を図ること。

なお、適正な部活動数の上限の目安は、教員数の半分程度の数である。

【参考】複数指導体制・部活動指導員活用の事例

①1日ごとに交代	月	火	水	木	金	土	日
	休	教員 A	教員 B	教員 A	教員 B	教員 A	休
②平日前後半で交代	平日	前半			後半		
		教員 A			教員 B		
③部活動指導員活用	月	火	水	木	金	土	日
	休	教員 A	教員 B	指導員	教員 B	指導員	休

(2) 顧問決定に当たっての意向確認

顧問の決定に当たっては、面談等を通して次の点について必ず確認を行い、校務運営に支障の無い範囲で教職員の意向等を尊重すること。

ア 希望する部活動及び理由（第3希望まで確認することが望ましい）

イ 特に配慮が必要な事項（家庭状況、健康状態等については必ず確認すること）

なお、顧問の任命は、校務分掌の一つとしての職務命令であり、必ずしも教職員の意向に沿えるとは限らない旨も伝えること。

また、校長は、勤務時間外に部活動指導を命ずることはできないことに留意した上で、校務の精選を図り、教育課程の着実な実施とそれに付随する業務が効率的・効果的に推進できる組織体制を構築すること。

さらに、可能な限り生徒が充実した活動ができる体制づくりに配慮するとともに、顧問だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で部活動の目標や指導の在り方を考え、部活動ごとに適切な指導体制を整えること。

(3) 外部人材の活用拡大

健康体育課主管の「スポーツエキスパート事業」及び高校教育課主管の「文化の匠事業」にて任用する外部人材の単独引率を条件付で可とする。

単独引率ができる大会や任用に当たっての条件等の詳細については、「令和7年3月19日付教健第856号」及び「令和7年3月24日付教高第1459号」で通知された事業実施要項等を確認した上で手続きを行うこと。

(4) 内部人材の活用拡大

再任用ハーフ教諭を勤務時間外に県の部活動指導員として任用することを、次の条件のもとで可とする。

なお、任用は自校でも他校でも可能であり、兼職兼業の許可は要しない。

部活動指導員としての任用に当たっては、「令和7年3月14日付教健第852号」で通知された事業実施要項等を確認し、勤務形態・勤務時間・必要理由等を十分慎重に判断した上で手続きを行うこと。

**【条件】**

ア 再任用ハーフ教諭と部活動指導員のどちらの勤務もない日が週当たり2日以上であること。

イ 再任用ハーフ教諭と部活動指導員の勤務時間の合計が、1日につき7時間45分、週当たり38時間45分を超えないこと。

ウ 再任用ハーフ教諭として所属する学校における学校行事等の業務が、部活動指導員としての勤務日に重なった場合は、再任用ハーフ教諭としての所属校での業務を優先する。

(5) その他

実習助手等の部活動指導に関して、別紙「教職員と部活動指導の関係性」に整理したので参考とすること。

3 実施時期

上記1及び2については、順次実施していくものとするが、各学校の状況に応じ、部活動検討委員会等において検討し、令和8年4月からの実施に向け調整すること。

担当 教育総務課 勤務条件・監察班  
TEL 054-221-3580  
教育DX推進課 DX企画班  
TEL 054-221-3239  
高校教育課 人事班  
TEL 054-221-3118  
高校教育課 指導第2班  
TEL 054-221-3145  
特別支援教育課 人事班  
TEL 054-221-3150  
特別支援教育課 指導班  
TEL 054-221-2090  
健康体育課 学校体育班  
TEL 054-221-3123

## 監査結果に関する報告

---

(財務課)

### 令和 6 年度第 5 回の監査結果

#### 1 指摘等事項の概要

令和 7 年 3 月 25 日に、今年度、第 5 回目の監査結果の報告があった。

今回は、令和 7 年 1 月 8 日から令和 7 年 3 月 5 日までに実施した実施した県立学校 22 所属の定期監査（書面監査）及び随時監査についての報告で、教育委員会については、指摘等はなかった。

監査第 119 号 - 2

令和 7 年 3 月 25 日

静岡県教育委員会教育長  
池上重弘様

静岡県監査委員  
山下和俊

静岡県監査委員  
松本早巳

静岡県監査委員  
良知淳行

静岡県監査委員  
阿部卓也

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 7 年 1 月 8 日から令和 7 年 3 月 5 日までに実施した監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

## 第1 監査の概要

令和7年1月8日から令和7年3月5日までに実施した出先機関に係る監査である。

出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施した。財務監査は、収入及び支出の状況（非常勤職員報酬、職員手当、普通旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金、備品購入費、補助金の状況等）並びに財産管理の状況に重点を置いて、行政監査は、重点的に実施している事業の実績や成果、課題などに重点を置いて実施した。財務監査及び行政監査は、法令に適合し適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかなどの視点から、定期監査として実施した。

また、現金、預金、郵券類等の管理状況及び財務会計の事務手続について、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査（随時監査）を実施した。

## 第2 定期監査（出先機関）の結果

### 1 監査結果がある機関 該当なし

### 2 監査結果がない機関

- (1) 下田高等学校（監査実施日 令和7年2月17日）
- (2) 松崎高等学校（監査実施日 令和7年2月17日）
- (3) 稲取高等学校（監査実施日 令和7年2月17日）
- (4) 伊豆伊東高等学校（監査実施日 令和7年2月12日）
- (5) 伊豆総合高等学校（監査実施日 令和7年2月17日）
- (6) 韮山高等学校（監査実施日 令和7年2月17日）
- (7) 静岡西高等学校（監査実施日 令和7年2月17日）
- (8) 静岡商業高等学校（監査実施日 令和7年1月15日）
- (9) 清流館高等学校（監査実施日 令和7年1月27日）
- (10) 藤枝東高等学校（監査実施日 令和7年2月17日）
- (11) 藤枝北高等学校（監査実施日 令和7年2月17日）
- (12) 浜松西高等学校（監査実施日 令和7年2月17日）
- (13) 浜名高等学校（監査実施日 令和7年2月5日）
- (14) 新居高等学校（監査実施日 令和7年2月17日）
- (15) 吉田特別支援学校（監査実施日 令和7年1月8日）
- (16) 掛川特別支援学校（監査実施日 令和7年2月17日）
- (17) 浜北特別支援学校（監査実施日 令和7年2月17日）
- (18) 浜松みをつくし特別支援学校（監査実施日 令和7年2月17日）
- (19) 浜松西高等学校中等部（監査実施日 令和7年2月17日）
- (20) ふじのくに中学校（監査実施日 令和7年2月17日）

第3 随時監査（出先機関）の結果

1 監査結果がある機関 該当なし

2 監査結果がない機関

(1) 島田工業高等学校

ア 監査実施日 令和7年3月5日

イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況等

(2) 伊豆の国特別支援学校

ア 監査実施日 令和7年3月5日

イ 監査対象 現金、預金、郵券類等の管理状況等

(件 名)

令和 7 年度静岡県公立高等学校入学者選抜結果の概要

(高校教育課)

1 入学者選抜の概要 ( ( ) 内の数字は令和 6 年度選抜のデータを示す。)

(1) 全日制の課程

項 目	一般選抜	特別選抜					再募集	合 計
		海外帰国生徒	外国人生徒	長期欠席生徒	連携型	県外生徒特色		
実施校数 ※1	90 (90)	15 (15)	9 (9)	2 (2)	3 (3)	2 (2)	34 (43)	
実施科数 ※2	162 (162)	17 (17)	12 (12)	2 (2)	3 (3)	2 (2)	44 (51)	
募集定員	※3 17,084 (17,699)	8+若干名 (16+若干名)	若干名 (若干名)	若干名 (若干名)	定めない (定めない)	11 (9)	549 (688)	
志願者数	18,066 (18,594)	16 (12)	20 (26)	17 (19)	58 (46)	6 (5)	49 (63)	18,232 (18,765)
受検者数 A	18,007 (18,523)	16 (12)	20 (26)	17 (19)	58 (45)	6 (5)	49 (63)	18,173 (18,694)
合格者数 B	16,884 (17,283)	13 (9)	18 (22)	17 (18)	58 (45)	6 (5)	45 (59)	※4 17,041 (17,441)
実質倍率 A ÷ B	1.07 (1.07)	1.23 (1.33)	1.11 (1.18)	1.00 (1.06)	1.00 (1.00)	1.00 (1.00)	1.09 (1.07)	

※1 分校等を 1 校と数える。

※2 小学科数を示す。くり募集は 1 科として数える。

※3 一般選抜の募集定員には、特別選抜の募集定員を含む。

令和 7 年度の公立高等学校全日制の課程の全募集定員は 17,410 人であるが、ここでは、併設する中等部からの入学予定者 326 人 (沼津市立沼津 66 人、清水南 102 人、浜松西 158 人) を除く。

※4 併設する中等部からの入学予定者数を含むと、合格者数合計は 17,367 人となる。

(2) 学年制による定時制の課程

項 目	一般選抜	再募集	合 計
実施校数	15 (15)	14 (13)	
実施科数	15 (15)	14 (13)	
募集定員	600 (600)	334 (318)	※ 600 (600)
志願者数	287 (320)	28 (18)	315 (338)
受検者数 A	284 (315)	28 (18)	312 (333)
合格者数 B	266 (282)	21 (9)	287 (291)
実質倍率 A ÷ B	1.07 (1.12)	1.33 (2.00)	

※募集定員の合計は、定員策定時 (R 6 年 11 月発表) のものである。

(3) 単位制による定時制の課程

項 目	春季		秋季	合 計
	一般選抜	再募集		
実施校数	4 (4)	4 (4)	4 (4)	
実施科数	4 (4)	4 (4)	4 (4)	
募集定員	593 (593)	86 (70)	87 (87)	※ 680 (680)
志願者数	516 (536)	10 (15)	— (46)	— (597)
受検者数 A	509 (529)	10 (15)	— (45)	— (589)
合格者数 B	507 (523)	10 (13)	— (43)	— (579)
実質倍率 A ÷ B	1.00 (1.01)	1.00 (1.15)	— (1.05)	

※募集定員の合計は、定員策定時 (R 6 年 11 月発表) のものである。

## 2 学力検査の結果

平均点（50点満点）及び標準偏差（（ ）内の数字は令和6年度選抜のデータである。）

教科	平均点	標準偏差
国語	35.05 (33.81)	7.34 ( 7.26)
数学	24.36 (24.16)	7.45 ( 8.88)
英語	31.71 (30.26)	11.51 (10.96)
社会	27.94 (27.19)	9.22 ( 9.91)
理科	27.60 (25.64)	9.58 (10.88)
合計(参考)	146.66(141.06)	
実施校数	90校 (90校)	

※分校等を1校と数える。  
全日制の課程のみ。

## 3 実質倍率の高かった学校の状況

	学校名	科名	募集定員	受検者数	合格者数	実質倍率
1	磐田南	理数	40	78	42	1.86
2	菫山	理数	40	77	42	1.83
3	天竜	福祉	20	5	3	1.67
3	浜松南	理数	40	70	42	1.67
5	沼津東	理数	40	58	40	1.45

## 4 定員割れした学校の状況（全日制の課程）

	学校名	科名	募集定員	受検者数	合格者数	再募集合格者	定員割れ
1	沼津工業	機械・電気・電子ロボット ・建築・都市環境工学	200	159	159	—	41
2	島田工業	建築・都市工学	80	53	52	1	27
2	佐久間分校	普通	40	13	13	—	27
4	沼津商業	情報ビジネス	80	50	53	1	26

## 5 その他

- (1) 県内への保護者の転居を伴わない学校裁量枠（「中学校における学習」を除く）の受検  
6校17人志願、6校16人合格
- (2) 日本国内にある外国人学校からの受検  
2校2人受検、1校1人合格
- (3) 外国にルーツがあり、平成31年4月以降に入国した者に対する学力検査問題等へのルビ  
振り  
11校39人配慮願ひ提出（昨年度 15校48人）

## 令和 7 年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考の結果の概要

(特別支援教育課)

### 1 高等部入学者選考結果

	募集定員	志願者数	受験者数	合格者数	再募集合格
令和 7 年度	908 人	725 人	723 人	699 人	1 人
令和 6 年度	866 人	683 人	682 人	671 人	1 人
令和 5 年度	850 人	679 人	679 人	655 人	1 人

- ・本校と分校の併願があるため、志願者数及び受験者数は重複してカウント。
- ・分校以外の不合格者は、なし。
- ・合格前辞退者 1 人（静岡北）
- ・受検前辞退者 2 人（愛鷹分校、清水）
- ・合格発表後辞退者 2 人（富士、天竜）
- ・再募集 1 人（静岡視覚）

### 2 高等部専攻科入学者選考結果

	募集定員	志願者数	受験者数	合格者数	再募集合格
令和 7 年度	16 人	1 人	1 人	1 人	0 人
令和 6 年度	16 人	5 人	5 人	5 人	0 人
令和 5 年度	16 人	1 人	1 人	1 人	0 人

# 令和7年度県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科入学者選考結果

## 1 高等部入学者選考結果

障害種	学校名	学科	募集定員	志願者数	受験者数	合格者数	再募集数 (内数)	備考
視覚障害	沼津視覚	保健医療科	8	1	1	1	0	
	静岡視覚	保健医療科	8	1	1	1	1	
	浜松視覚	普通科	8	0	0	0	0	
	視覚計		24	2	2	2	1	
聴覚障害	沼津聴覚	特進技能科	8	0	0	0	0	
		生産応用科	8	1	1	1	0	
	聴覚計		16	1	1	1	0	
知的障害	伊豆の国	普通科	39	31	31	31	0	
	伊豆松崎	普通科	12	3	3	3	0	
	御殿場	普通科	24	18	18	18	0	
	小山	普通科	16	13	13	13	0	
	沼津	普通科	48	36	36	36	0	
	伊豆田方	普通科	18	15	15	15	0	
	愛鷹	普通科	18	25	24	18	0	不合格6、受検辞1
	東部 伊豆高原	普通科	21	12	12	12	0	
	富士	普通科	54	46	46	46	0	
	富士宮	普通科	27	14	14	14	0	
	富士東	普通科	18	17	17	17	0	
	清水	普通科	39	33	32	32	0	受検辞1
	静岡北	普通科	57	52	52	51	0	合前辞1
	南の丘	普通科	27	33	33	27	0	不合格6
	藤枝	普通科	45	41	41	41	0	
	焼津	普通科	18	19	19	18	0	不合格1
	吉田	普通科	42	33	33	33	0	
	掛川	普通科	27	21	21	21	0	
	御前崎	普通科	18	15	15	15	0	
	袋井	普通科	45	35	35	35	0	
	磐田見付	普通科	18	16	16	16	0	
	浜松	普通科	30	31	31	31	0	
	城北	普通科	27	37	37	27	0	不合格10
	浜北	普通科	36	28	28	28	0	
	浜松みをつくし	普通科	30	27	27	27	0	
	浜名	普通科	24	14	14	14	0	
	知的計		778	665	663	639	0	
肢体不自由	東部	普通科	18	7	7	7	0	
	中央	普通科	30	20	20	20	0	
	西部	普通科	24	13	13	13	0	
	肢体不自由計		72	40	40	40	0	
病弱	天竜	普通科	18	17	17	17	0	
	病弱計		18	17	17	17	0	
	特別支援学校計		908	725	723	699	1	

## 2 高等部専攻科入学者選考結果

障害種	学校名	学科・学級	募集定員	志願者数	受験者数	合格者数	再募集数 (内数)	備考
視覚障害	浜松視覚	医療科	8	1	1	1	0	
		保健医療科	8	0	0	0	0	
	視覚計		16	1	1	1	0	
	特別支援学校計		16	1	1	1	0	